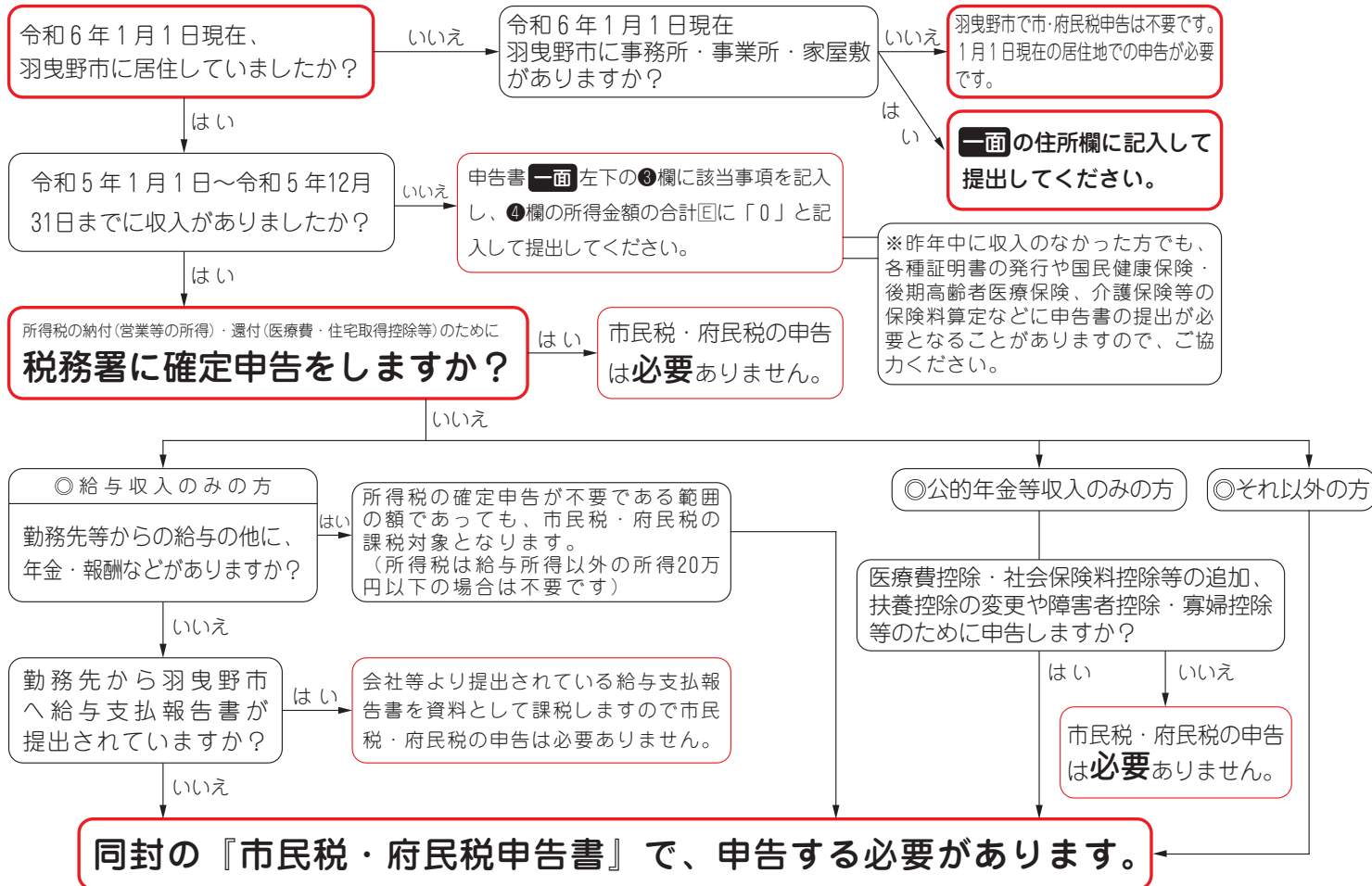


令和6年度市・府民税申告の手引き 羽曳野市

市民税・府民税の申告につきましては、毎年皆様のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
申告書の作成には、この説明書をよく読んでいただいたうえ、申告期限（令和6年3月15日）までに必ず提出してくださいませよう願いたします。

あなたの市・府民税の申告をする必要は？

はじめ



※ 公的年金収入のみの方で、扶養控除・障害者控除・寡婦控除等の申告をすると、市民税・府民税が非課税となる方は必ず申告してください。もし、申告されずに市民税・府民税が課税になった場合、「公的年金からの特別徴収制度」により、市民税・府民税が徴収されることがあります。

申告に必要なもの

- 申告書
- 令和5年中の所得がはっきりとわかる書類(源泉徴収票、雇用主の支払証明書など)
- 社会保険料、生命保険料、地震・旧長期損害保険料の支払がある人は、令和5年中に支払った領収書又は証明書を添付、又は提示してください。その他、雑損や寄附金等の控除を受ける場合は、領収書又は証明書の添付、又は提示がないと控除が認められませんので、ご注意ください。
- 医療費控除を受ける場合は、医療を受けた個人、医療機関・薬局ごとの支払額を記載した明細書又は医療費通知の添付が必要です。(保険等により補てんされる金額があるときはその額も明細書に記載してください。)
- セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、健康の維持増進及び疾病予防のための取組内容や特定一般用医薬品購入費の明細(薬局名、医薬品名、支払額)を記載した明細書の添付が必要です。
- マイナンバー記載にかかる本人確認書類(本頁の右面をご参照ください。)
- 身体障害者手帳等がある方は提示にご協力ください。
- 郵送による提出も受け付けます。ただし、返信用封筒の同封がない場合は控えや添付書類の返送はいたしません。

○配当所得のある方へ
上場株式の配当等で、配当割が特別徴収されている分の申告は不要ですが、申告をすることによって徴収税額の控除や還付を受けることもできます。ただし、申告された配当所得は合計所得に算入され、扶養や非課税の判定、国民健康保険料の算定等に影響する場合があります。また、令和5年度までの市民税・府民税の申告においては、所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度より所得税と市民税・府民税の課税方式を一致させる改正がなされたため、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

(問い合わせ先)

羽曳野市役所 税務課 市民税担当

TEL 072-958-1111
(内線) 1520・1530・1580
FAX 072-957-0611

所得の計算

●給与所得の計算
給与所得は給与等の収入から下記の表で給与所得額を求めてください。

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
～ 550,999円		0円
551,000円～ 1,618,999円		収入金額－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円～ 1,803,999円	収入金額÷4,000円＝A ただし、Aは小数点以下切り捨て 4,000円×A＝端数整理額	端数整理額×60%＋100,000円
1,804,000円～ 3,603,999円		端数整理額×70%－80,000円
3,604,000円～ 6,599,999円		端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円		収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円～		収入金額－1,950,000円

○給与所得と公的年金雑所得の両方あり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の式で計算した額を給与所得の金額から差し引きます。

給与所得の金額(上限10万円)＋公的年金等雑所得(上限10万円)－10万円

○給与等の収入金額が850万円を超え、下記の(a)～(c)のいずれかに該当する場合は、所得金額の計算の際に、次の式で計算した額を給与所得の金額から差し引きます。

(給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10%

- (a) 特別障害者に該当する
- (b) 22歳以下の扶養親族を有する
- (c) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

●公的年金等の雑所得計算

公的年金等の収入から下記の表で公的年金等雑所得の所得金額を求めてください。

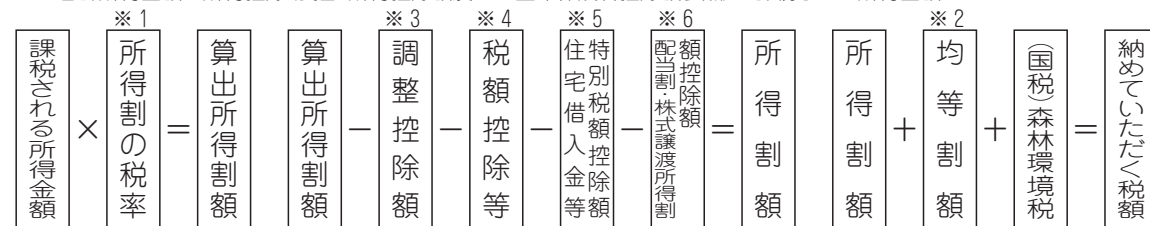
本人の生年月日	公的年金等の収入合計	雑所得金額(円未満切捨て)
昭和34年1月1日以前 生まれの人 (65歳以上の人)	3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円まで	収入金額×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	収入金額×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	収入金額×95%－1,455,000円
昭和34年1月2日以降 生まれの人 (65歳未満の人)	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円
	1,300,000円未満	収入金額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円まで	収入金額×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	収入金額×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	収入金額×95%－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

○公的年金等以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を、それぞれの年金所得額に加算します。

●その他の所得計算(公的年金以外の雑所得を含む)
収入金額－必要経費＝所得金額

税額の計算

合計所得金額－所得控除(裏面・所得控除額及び、生命保険料控除額参照)＝課税される所得金額



※1 所得割の税率

市民税 課税される所得金額×6% 府民税 課税される所得金額×4%

※2 均等割額

市民税 3,000円
府民税 1,300円(府条例に基づき300円加算)
(国税)森林環境税 1,000円

令和6年度から(国税)森林環境税(年額1,000円)が導入され、市・府民税均等割とあわせて徴収されます。

※3 調整控除額(合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。)

課税される所得金額が200万円以下の者…次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3% 府民税2%)

①所得税との人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の課税される所得金額

課税される所得金額が200万円超の者…①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3% 府民税2%)

①所得税との人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の課税される所得金額から200万円を控除した金額

※4 配当控除

市民税	府民税
配当所得の1.6%	配当所得の1.2%
但し、課税所得金額が1,000万円を超える場合は、超える部分については、市民税0.8%、府民税0.6%	

※4 寄附金税額控除

控除の対象となる寄附金額のうち2千円を超える部分の10%(市民税6%、府民税4%)を控除します。(総所得金額等の30%を限度)ふるさと納税の場合は、下記により計算した額(所得割額の20%を限度)が特例控除額として加算されます。
(寄附金－2千円)×(90%－寄附者の所得税率×1.021)
※人的控除の差額を差し引いた後の課税総所得金額に応じた、所得税の税率

※4 外国税額控除 所得税で外国税額控除が控除しきれない場合、一定額を限度として控除します。

※5 所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から住宅ローン控除を控除しきれない場合、住民税の所得割額から所得税で控除しきれなかった金額を控除することができます。但し、上限額があります。

※6 配当割・株式譲渡所得割額控除額で控除しきれない金額が発生した場合は還付となることがあります。

市民税・府民税ともに計算方法は同じです。それぞれに計算し合計した金額が納めていただく税額です。課税される所得金額のうち退職所得、山林所得、分離課税の譲渡所得がある場合は、別の計算となりますので、詳しくは市民税担当までお尋ねください。なお、内容により富田林税務署にお尋ねいただく場合があります。

